

坂町ブロック塀等安全確保事業補助金制度



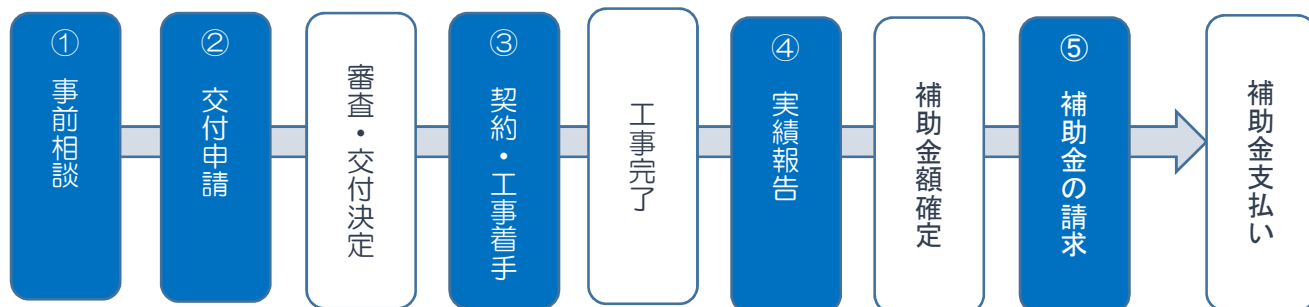
地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による通行人への被害の防止や、避難経路の確保を図るため、避難路沿道等に面するブロック塀等の除却およびフェンス等への建て替え工事の費用の一部を補助します。

補助の内容

対象ブロック塀	次のすべてに該当するブロック塀等 ・補強コンクリートブロックの塀、れんが、石を積み上げてできた塀 ・道路面からの高さが0.6mを超えるもの ・道路等（緊急輸送道路、避難路又は町内の小中学校の通学路のうち、国、地方公共団体その他公的機関が管理するもの）に面するもの（当該避難路又は通学路に至る合理的な経路を含む） ・安全基準に適合しないなど危険であるもの	
対象工事	・ブロック塀等の除却工事 ・除却したブロック塀等に代わる軽量フェンス等を新設する建替工事	
補助金額	除却工事	除却に要する費用※の2/3 [上限額 15 万円]
	建替工事	除却および新設に要する費用※の2/3 [上限額 30 万円] (除却および新設それぞれにつき上限額 15 万円、合計 30 万円)
	※除却及び新設に要する費用は、それぞれ補助対象ブロック塀等の延長1mにつき8万円を乗じた額を上限とします	
申請受付期間	4月1日（火）～11月28日（金）まで ※申請総額が予算額を超過する場合は申請締切前でも募集を終了します	

手続きの流れ

- ・申請者の方は①～⑤の手続きを行っていただきます。
- ・手続きに必要な書類は、坂町ホームページからダウンロードしていただくか、役場建設部都市計画課で配布しています。



その他注意事項

- 申請にあたり、事前に役場建設部都市計画課へご相談いただき、申請に係る必要事項などについて確認してください。
- 補助金の交付の決定前に、工事契約をしないでください。先に契約されたものは、**補助の対象外**となります。

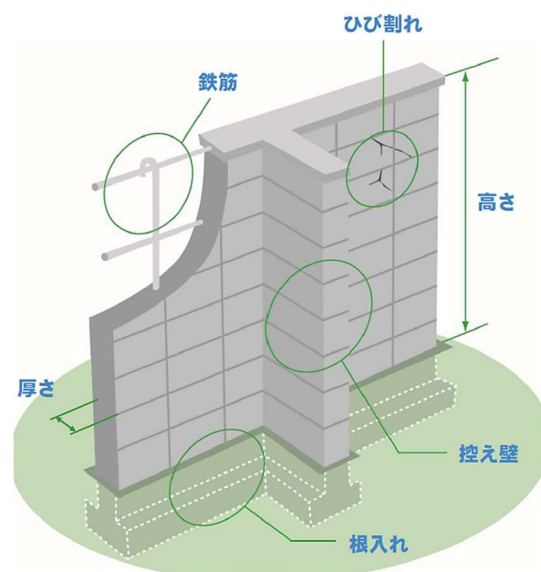
ブロック塀等の安全基準

コンクリートブロック造の塀の場合の安全基準

- 塀の高さは道路面から 2.2m以下
- 塀の厚さは 10cm 以上
(塀の高さが 2.0m超え 2.2m以下の場合は 15 cm 以上)
- 基礎がある
(塀の高さが 1.2mを超える場合は根入れ深さ 30cm 以上)
- 傾き、著しいひび割れや損傷等がない
- 高さ 1.2mを超える場合、塀の長さ 3.4m以下ごとに塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁がある
- 塀の中に直径 9mm 以上の鉄筋が縦横とも 80cm 間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けがされている

組積造（れんが、石等）の塀の場合

- 塀の高さは道路面から 1.2m以下
- 塀の厚さは高さの 1/10 以上
- 基礎がある（根入れ深さ 20cm 以上）
- 傾き、著しいひび割れや損傷等がない
- 塀の厚さが高さの 15%未満の場合、塀の長さ 4.0m以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁がある



お問合せ・申請書類の提出先



坂町 建設部 都市計画課

〒731-4393

安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号

TEL：082-820-1513

Eメール：tokei@town.saka.lg.jp

ホームページ：<http://www.town.saka.lg.jp/>